

リアリティとしての「ヨーロッパ」とヨーロッパ統合思想

サン＝ピエール、ルソー、サン＝シモンを中心に

"Europe" comme la Réalité et les Pensées pour Construction de l'Europe

Saint-Pierre, Rousseau, et Saint-Simon

文学研究科社会学専攻博士後期課程在学

吉野良子

Ryoko Yoshino

はじめに

2001年、ユーロはヨーロッパ¹の生活世界を構成するただひとつの通貨となった。戦後まもなくの1948年、欧州経済協力機構（OECE）が誕生して以来、実に50年以上もの歳月をかけてヨーロッパはその経済統合を完成させた。

21世紀初頭のヨーロッパは、単一の法体制のもとに統治され、統一選挙によって選出された議員で構成される欧州議会をもち、欧州軍事共同体（EUMC）²および緊急部隊を創設して共通外交安全保障政策（CFSP）を追求している。欧州大統領³の設置や欧州憲法⁴の制定も進む。さらに、統合は制度や枠組みだけではなく、その内実を備えるべく市民のアイデンティティの領域にまでふみこんでいる。

「ヨーロッパ・アイデンティティ」をもった「ヨーロッパ人」創出の試みである⁵。20世紀半ばまで地理的概念でしかなかったヨーロッパが、いまや統合を進展させ、EUというひとつの政治的実在へと発展してきたのである。

「人類の壮大な実験」と称されるEUはどこへ行こうとしているのか。それを解く鍵は、ヨーロッパ

¹ 本稿において「ヨーロッパ」と述べる時、それは歴史的な意味のそれである。本稿が中世から現代に至るまでの長きにわたる時代におけるヨーロッパ統合の思想的・社会的バックボーンを研究対象とする以上、同一の地理的範囲を示唆する言葉として「ヨーロッパ」を用いることは不可能である。言葉の制約上、同じ単語を用いざるをえないにせよ、その内実の多様性を自覚しなくてはならない。

² "Council Decision of 22 January 2001 setting up the Military Community of European Union (2001/ 79/ CFSP)", *Official Journal of the European Community* (I 27/5), 30 January 2001.

³ *Le Monde*, 24 Avril 2003 (<http://www.lemonde.fr/article/0,5987,3214--317903--00.html>).

Ibid., 5 Mai 2003 (<http://www.lemonde.fr/article/0,5987,3214--318991--00.html>).

⁴ *Ibid.*, 14 Juin 2003 (<http://www.lemonde.fr/article/0,5987,3214--323916--00.html>). The European Convention, "Draft Treaty establishing a Constitution for Europe", CONV 850/03.

⁵ 拙稿「ヨーロッパ統合とヨーロッパ・アイデンティティ - 『下』からみた『ヨーロッパ・アイデンティティ』」『創価大学大学院紀要』第23号、2001年、165-180頁。

統合がどこから来たのか、すなわちその思想的淵源を今一度考察することにあるのではないだろうか。従来、ヨーロッパ統合思想はサン＝ピエール ルソー カントという系譜で語られること多々であった。そのなかではサン＝ピエールとカントの橋渡し役としてルソーが位置づけられた。三者の思想的関連性に関する研究の蓄積は豊富である。

しかしながら、初の国際組織化の試みとされるヨーロッパ協調の時代を生き、生涯ヨーロッパの再組織化に腐心した⁶サン＝シモンに光を当てたものは少ない。しばしば「空想的」と評される彼であるが、時代の先を行く人が正当な評価を受けられないのは歴史の常である。サン＝ピエール ルソー カントという従来のヨーロッパ統合思想の系譜にサン＝シモンという視点を加えることによって、ヨーロッパ統合思想史はより豊かな重みをもつものになるであろう⁷。本稿では、まず17世紀までのヨーロッパの社会的背景と統合思想の流れを概観し、サン＝ピエール、ルソー、サン＝シモンという系譜のなかで現代におけるヨーロッパ統合思想の源がどのように発展されてきたのかを検討してみたい。

第1章 17世紀までのヨーロッパと統合構想の思想史的系譜

第1節 「ヨーロッパ」は存在したか？

「ヨーロッパ」という言葉がギリシャ神話⁸において誕生して以来、その言葉が指し示す領域は確定されていない。EUの東方拡大に見られるように、「ヨーロッパ」構築の過程は現在も進行形である。古くは紀元前5世紀から4世紀の間に「アジア」に対置するものとしての「ヨーロッパ」という意識が生まれたとの指摘もある⁹。『アポロに捧げる賛歌』ではエーゲ海の島々からギリシャ本土を区別するために用いられた。732年のポワティエの闘いを記した『イシドルス・パケンシス』には異教徒との対比で「ヨーロッパ人 (europeenses)」という語が用いられた。8世紀後半にはEEC原加盟国と一致する領域を支配下に治めるシャルルマーニュの帝国が建国された¹⁰。当時の年代記は彼を「ヨーロッパの父」と記している。

これに対し、ポミアンはその著『ヨーロッパとは何か』のなかで、シャルルマーニュの帝国は全て

⁶ 森博「サン・シモンの生涯と著作(二)」『サン・シモン著作集』第二巻、厚星社厚生閣、1987年、396-405頁に詳しい。

⁷ ヨーロッパ統合という観点からサン＝シモンを扱った論文はほとんど見られない。管見の限り、邦文では藤原孝「ヨーロッパ統合の思想史的源流 サン・シモンに関する一考察」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』第4号、昭和57年11月号、97-111頁のみであった。

⁸ 「フェニキア王アゲノールの娘、ポセイドンの孫娘...彼女の名はエウロペ (Europe)」との記述がある。Bizauet, Armand, *Le Grand Marché Européen (Que sais-je? 2517)*, Paris, 1993, p.3.

⁹ フェデリコ・シャボー(清水純一訳)『ヨーロッパの意味 西欧世界像の歴史的探求』サイマル出版会、1968年、28-29頁。

¹⁰ シャルルマーニュに関してはさまざまな文献があるがここでは以下のものを挙げておくにとどめる。Folz, Robert, *Le couronnement impérial de Charlemagne 25 décembre 800*, Gallimard:Paris, 1964 (大島誠編訳『シャルルマーニュの戴冠』白水社、1986年)。

の「ヨーロッパ」諸国を包含していないゆえに「ヨーロッパ」と呼ぶことはできず、「来るべきヨーロッパの到来を準備するもの」であると論じている¹¹。しかしながら、この指摘は明らかにそれが背負っている歴史的意味内容を軽視するものではあるまいか。重要なことは、当時の人々が公式な記録のなかでシャルルマーニュを形容する際に「ヨーロッパ」という言葉を用いて呼称したことである。言葉の意味内容が時代に応じて変化することを鑑みれば、それが現代とは異なるとしても、当時の人々がその言葉にある一定の領域を指し示す意味を与えていたことは否定できないであろう。

しかしながら、シャルルマーニュの死後、分割された帝国は「ヨーロッパ」と呼ばれなくなり、「ヨーロッパ」という言葉そのものもほとんど使用されなくなる。このことは、当時、「ヨーロッパ」という枠組みがある一定規模以上の領域という閾値をもち、「国家」を超えた地理的概念を指すけれども、何らかの「社会」を形成する母胎としてはまだ存在していなかったことを意味していると言えよう。

第2節 非キリスト教世界からの侵略に対する防衛策としての統合構想

このような「ヨーロッパ」が何らかの「社会」を形成するには、異教徒との出会いといくつもの戦争が必要であった。度重なる十字軍の遠征とその失敗はヨーロッパの象徴とも言える教皇の権威を失墜せしめた。1291年には、エルサレム王国の首都であり十字軍最後の拠点となったアッコが陥落した。民衆十字軍を合わせると計9回にもものぼる聖地奪回の試みが失敗に終わったことは、国王らによる国家主権を求める動きを生みだし、世俗的国際社会形成の契機となった。それに加え、商業の発展と相次ぐ戦争は国内政治と国際政治の区別をつけることを困難にし、ヨーロッパをして一つのシステムたらしめた。後に「近代世界システム」と呼ばれるシステムが西ヨーロッパに誕生した。

このような時代状況を背景として、13世紀後半よりキリスト教世界あるいはヨーロッパ統一のためのさまざまな草案が聖職者や信徒たちによって次々と世に問われることとなる。1306年に出版されたデュボワによる『聖地の回復について』¹²では、ヨーロッパ議会、国際紛争の解決のための仲裁委員会、「平和の配当」によるインターナショナル・スクールなどを有する全大陸をその範囲とした「キリスト教共和国」の建設が提唱された。これは後に編まれる数々の統合構想の土台となる制度的基盤を提供するものとなった。1326年には、イタリアのパドヴァで生まれたマルシリウスが反聖職者・反教皇政治を主張した『平和の擁護者』¹³を執筆し、バイエルン公ルートヴィヒ四世のもとでその思想を实践した¹⁴。1458年には、フス派であったボヘミア王ボディエブラトによって、国際仲裁裁判所や統一された議会と軍隊をもつヨーロッパ諸国による対トルコ軍事的同盟という連合構想を明らかにし

¹¹ クシントフ・ボミアン、松村剛訳『ヨーロッパとは何か - 分裂と統合の1500年』平凡社、1993年、31 - 33頁。

¹² Dubois, Pierre, *De Reccuperatione Teer Sancte*, 1306.

¹³ Marsilius, *Defensor pacis*, 1326 (マルシリウス、稲垣良典訳「平和の擁護者」上智大学世界思想研究所編訳『中世思想原典集成18：後期スコラ哲学』平凡社、1998年、500 - 543頁)。

¹⁴ 稲垣良典「平和の擁護者：解説」同上書、500 - 502頁。

た『トルコに対するキリスト者の団結について』¹⁵および『同盟と国家連合について』¹⁶が世に問われた。

しかしながら、16世紀に起こった宗教改革は「統一されたキリスト教的ヨーロッパという中世的理想」¹⁷を崩壊させた。それによってヨーロッパ統合構想も、デュボワやポディエプラトが提唱したトルコに対する同盟ではなく、ヨーロッパにおけるカトリックの地位を他の非カトリックに対して強化するためのカトリック国家の同盟を説くものが主流となる。1600年に出されたイタリア人修道士カンパネラによる『イタリアの原理の考察』¹⁸は、宗教改革によって生み出されたキリスト教分裂の危機的状況をよく表すものであろう。

この分裂と対立が頂点に達したのが、かの30年戦争であった。この戦争はヨーロッパにとって初の全大陸規模での戦闘であった。神聖ローマ帝国の人口のうち約3分の1が戦死し、その人口は1300万人から400万人に激減し、さらには12,000の町と村が破壊されたと言われている。30年戦争によってヨーロッパは、法外な税金、食糧配給の下落そして、戦争による負傷や死亡というより直接的なコストといった前代未聞の負担に苦しむこととなったのである¹⁹。

第3節 勢力均衡策としての国家連合

このような30年戦争のさなかにシュリーによって執筆されたのが「アンリ4世の大計画」²⁰（以下「大計画」）である。「大計画」はヨーロッパをしてハプスブルク帝国を除いたほぼ同等の力をもつ15の国に恒久分割した。その目的は当時勢力を誇っていたハプスブルクの力を減少させ、ヨーロッパに勢力均衡という秩序をもたらすことであった。均衡をより安定的なものとするために、紛争処理のための中央評議会、恒久的な仲裁裁判所、ヨーロッパ軍の創設が謳われた。中央評議会はコロニー

¹⁵ Poděbrad, George, *De Unione Christianorum Contra Turcos*, 1458.

¹⁶ Poděbrad, *Traité des Alliances et Confédérations*, 1458.

¹⁷ Heater, Dreke, *The Idea of European Unity*, Leicester UP: London, 1992, p. 15. サン＝シモンも「ルターはヨーロッパを崩壊させた」と述べている（Saint-Simon, Claude-Henri, "De la Réorganisation de la Société Européenne ou De la Nécessité et des Moyens; De rassembler les peuples de l'Europe en un seul corps pollitique en conservant à chacun son indépendance nationale," Octobre 1814, *Oeuvres de Claude-Henri de Saint-Simon Tome1*, Editions Anthropos: Paris, 1966, p.162）。

¹⁸ Campanella, *Discorsiai principi d'Italia*, 1600.

¹⁹ Holsti, Kalevi J., *Peace and War: Armed Conflicts and International Order 1648-1989*, Cambridge UP: Cambridge, 1991, pp.28-29.

²⁰ Sully, Duc de, *Memoires des sages et royals economies d'Etat domestiques, politiques et militaires de Henri le Grand*, 1640. シュリーは大王に対する批判が高まったのを契機に1638年に出版を決意した（Heater, *op. cit.*, p.24）。この時出版されたのは2巻であり、1662年に第3巻が、その後第4巻が出版された。一般に「大計画」はアンリ4世ではなく、シュリー自身による著作であったことは間違いないとされているが、ルソーは「永遠平和について」のなかでアンリ4世がシュリーとともにこの計画を周到に実行に移している様子を描いている（Rousseau, "Jugement sur la Paix Perpétuelle", 1782, Vaughan, C.E. ed., *The political writings of Jean-Jacques Rousseau: Introduction and Notes by C.E. Vaughan*, Vol. 1, Basil Blackwell: Oxford, 1962, pp. 392- 396）。この案自体がシュリーのオリジナルであったかどうかを判定するにはさらに詳細な分析が必要であ

など中央ヨーロッパの村に置かれ、各国から4人ずつ選出された代表、計60人から構成され、全ての国が平等な立場で多数決により紛争解決の秩序と形式を確立する役目が与えられた²¹。また中央評議会は3つの下部組織をもち、それぞれが中央評議会に報告書を提出することとなっている。

すなわち、「大計画」は、ヨーロッパの境界線を引き直すことによって均衡をもたらし、3つのキリスト教が共存できる「キリスト教共和国」の樹立を目的とするものであった。後のヨーロッパ統合構想に多大な影響を与え、ルソーやカント、ベンサムといった近代思想の重要な思想家たちに少なからぬ影響を与えたサン＝ピエールも「大計画」を詳細に分析し、自ら「この（ヨーロッパ連合）計画が幸いにも成功したならば、私が作者ではない。最初の主唱者はアンリ大王である」²²と述べている。

このような「大計画」は一般的に「本質的に...ハプスブルクの衰退とヨーロッパにおけるフランスの覇権を企図した計画である」²³と評価されてきた。確かに、「大計画」ではハプスブルクの領土であったオーストリアおよびドイツ、イタリア、低地帯、ポルトガルを「共和国」に含め、その勢力をスペインへと押しやることによって、ハプスブルクの力の減少を企図するものであった。しかしながら、それは必ずしもハプスブルクの「衰退」と同義ではないと思われる。なぜなら、「大計画」ではハプスブルクの植民地活動が奨励されているからである。ヒーターは「独占的に他国を搾取する権利を保障することで、ヨーロッパにおける領地失墜から目をそらせると同時に、域外へとその帝国主義的野望を転換させる意図」があったと指摘している²⁴。つまり、「大計画」はハプスブルクの国力衰退ではなく、あくまでもヨーロッパにおける勢力均衡による平和秩序樹立を目的としていたといえるのではないだろうか。30年戦争や宗教戦争の時代を生きたシュリーの眼には、宗教的分断こそが平和にとっての最も大きな障害の一つに映ったに違いない。けれども、植民地の犠牲の上に成り立つヨーロッパの平和という構図からも、「大計画」で謳われる「平和」とは、世界平和ではなく、あくまでも「ヨーロッパの平和」でしかなかったのである。²⁵

と思われる。

²¹ Heaterや川田侃も「アンリ4世の大計画」の評議会について触れているが、両者とも代表数が66人、中央評議会下部組織が6つとなっている（川田侃『国際関係概論』東京大学出版会、1970年、276頁。Heater, *op. cit.*, pp.32-33）。しかしながら、両者とも原典に当たらず、翻訳本を使用しているため、翻訳の間違ひではないかと思われる。筆者がここで引用したサン＝ピエールは、少なくとも翻訳ではないという点において、より信憑性が高いと考える。また、ヨーロッパ統合史の権威であるルージュモンが、「3世紀の間、全ての人がこの計画に言及してきたが、誰もそれを読んではいない」と述べていることから、翻訳の間違ひという可能性は低くはないものと考えてよいように思われる。

²² Saint-Pierre, Abbé de, *Projet pour Rendre la Paix Perpétuelle en Europe*, Antoine Schouten: Utrecht, 1713, republished by Fayard: Paris, 1986, p.80.

²³ Hinsley, F. H., *Power and the pursuit of peace*, Cambridge UP: Cambridge, 1967, p. 25.

²⁴ Heater, *op. cit.*, pp. 30-31.

²⁵ このような「大計画」に対し、クルーセの『ル・ヌーヴォー・シネ』はよりコスモポリタンのものである。仲裁裁判所や議会の設置という点では他の構想とそれほど異なるものではないが、クルーセは、民族的・宗教的寛容を提唱してトルコをも統合し、スルタンに教皇の次位を与え、将来的にタタールと中国をもその構想の内に含めた（Crucé, Emeric, *Le Nouveau Cynée; ou discours d'estat représentant les occasions et moyens d'establir une paix générale et la liberté du commerce par tout le monde aux monarques et princes*

第4節 リアリティをもった「ヨーロッパ」

17世紀までの統合思想は主としてキリスト教を軸とした同盟であったのに対し、シュリー以降はそこに勢力均衡原理が加わりより世俗化されたものとなった。異教徒に対して開かれたものもあった。そのような思想形成の背景には、ヨーロッパ規模での諸関係、特に人の移動がもたらした社会関係の発生が存在するのではないだろうか。

支配者階級には、ハプスブルク家の婚姻政策によって国際的な血のつながりをもったひとつの「社会」が形成され、それは全ヨーロッパ的な性格を備えていた。また、16世紀初頭には、エラスムスを中心とした「人文主義者の国際的連合」²⁶がパーゼルにおかれた。1644年には「ヨーロッパ三部会」や「アンリ4世の大計画に類似するもの」²⁷とされるミュンスター・オスナブリュック会議が開催され、66カ国148人にもぼる全ヨーロッパ勢力が参加した。これ以前にヨーロッパの全国家代表が一同に会することはなかったという意味において、それは画期的なものであった。ラテン語で書かれた講和文書は「最初のトランス・ナショナルな法律」²⁸となった。

「ヨーロッパ」という空間的領域に対する認識が存在したのは支配者階級や知識人階級のみではない。当時の主要な交通手段は馬車と船であった。例えば、パリからリヨンまで乗合馬車で行くと、17世紀には10日かかり、18世紀中葉では5日程度必要であった²⁹。にもかかわらず、17世紀末から18世紀初頭にかけてヨーロッパの人々はかなり遠方にまで旅に出た。その状況は、『スペイン、フランス、イタリア、ドイツを旅行するための道案内』³⁰や『イタリアの悦楽』³¹、『ヨーロッパの素晴らしさ』³²

souverains de ce temps, 1623)。宗教的寛容という観点からの平和構想としては他に、Penn, William, *Essays towards the Present and Future Peace of Europe by the Establishment of an European Diet, Parliament, or Estates*, 1693、およびBellers, J., *Some Reason for an European State: Proposed to the Powers of Europe by an Universal Guarantee, and an Annual Congress, Senate, Dyet, of Parliament to Settle any Disputes about the Bounds and Rights of Princes and States Hereafter*, 1710がある。ペンはヨーロッパの平和を確保するためには「政府」概念のヨーロッパ的文脈への拡大が必要だと認識し、国際社会を国内社会に類推させ、平和、正義、政府という相互に関連した切実な要求をどのように実現するかという問題を主権概念を分析することで示そうとした。ベラーズは「ヨーロッパ国家」にトルコを含めることを主張し、「マホメットを信ずる人々は他の人間と同じ能力と理性を持っている。彼らはただ、平等な機会と同じ人間であることを理解してほしいと望んでいるだけである」(Heater, *op. cit.*, p. 59)と述べている。

²⁶ ポミアン、前掲書、109頁。ポミアンによると、当時の文筆家たちは、ラテン語およびフランス語で結ばれた「文芸共和国」に属するという特権と意識を持ち、国家・宗派を超えたヨーロッパ規模での共同体に属するという感覚があった(108-120頁)。

²⁷ Holsti, *op. cit.*, pp. 25-26.

²⁸ Renner, Karl, *Die Nation Mythos und Wirklichkeit*, Zurich: Europa Verlag, 1964(太田仁樹訳『民族: 神話と現実』<http://www.e.okayama-u.ac.jp/~yoota/biblio/renner/1964c.htm>: 2003年8月16日)

²⁹ Sée, Henri, *La France économique et sociale au 18e. siècle (4e éd.)*, A. Colin: Paris, 1946(アンリ・セー、宮崎洋訳『フランスの社会構造 - 18世紀における』法政大学出版局、1971年、134-135頁)

³⁰ *Guía dos caminos par ir por todas las provincias de España, Francia, Italia, y Alemania*, Madrid, 1705.

³¹ Rogissart, Alexandre de, *Les Délices de l'Italie, Jean et Michel Guignard: Paris*, 1707.

³² Eberhard Rudolph Roth, *Memorabilia Europae, Oder Denckwürdige Sachen, Welche ein Reisender un den fürnehmsten Städten Europae heutiges Tages observiren und in acht zunehmen hat*, Ulm, 1678.

といった旅行案内やガイドブックが当時大量に生産されていたことから伺えよう³³。

なかでも特に重要な役割を果たしたのが14世紀頃からはじまる職人の遍歴であった。15世紀中葉以後、ドイツでは遍歴が職人の義務となり、19世紀頃までその伝統が継続した。ドイツ職人が遍歴した国々は、初期においてはスウェーデン、デンマーク、オランダ、ボヘミア、ハンガリー、ロシアまでおよび、17世紀になるとフランス、スペイン、イタリア、さらには海を越えてイングランドにまで至っている。遍歴職人が新しい町に受け入れられるためには、これまで働いてきた町の伝説や特徴を正確に伝え、自らの遍歴を証明しなければならなかった。この語りの中で、ヨーロッパ各地の文化が社会の底辺にまで紹介され、普遍化されていった。このような遍歴職人の伝統と行為を通じ、ヨーロッパ社会の底辺に「言語、習慣、国籍の違いを超えてともに働き、旅する社会が形成されて」³⁴いった。ヨーロッパにおける人的交流は社会の底辺部にまでおよんでいたのである。

一般にウェストファリア条約によって近代国家が誕生して以降、国際社会を見る視角はヨーロッパというよりもむしろ国民国家という枠組みが中心であった。しかしながら、このような背景をふまえたならば、以下の統合思想に見られる「ヨーロッパ」という枠組みが、王侯貴族や知識人階級のみには認識された単なる概念ではないことが理解されるだろう。すなわち、中世から近世において「ヨーロッパ」という枠組みは、より広い範囲においてリアリティをもつものであったと考えられる。このような時代の空気のなかでサン＝ピエール、ルソー、サン＝シモンといった思想家たちはヨーロッパを放浪し、ヨーロッパ統合思想をより高見へと導いたのであった。

第2章 サン＝ピエール「ヨーロッパにおける永遠平和の草案」

第1節 「永続的社会」としての「ヨーロッパ連合」

サン＝ピエールが国家連合による永遠平和の確立を訴えたのはスペイン継承戦争によってヨーロッパ全土が疲弊していた時代であった。1713年にはユトレヒト和平会議が開催されるが、サン＝ピエールはそこにフランス全権秘書として赴いた。この経験は彼に国際社会における厳しい現実を直視せしめ、いよいよ強く問題の解決を希求せしめたに違いない。この経験を踏まえ、彼は「永遠平和の草案」として知られる著作の最初の二巻を『ヨーロッパにおける永遠平和の草案』³⁵として公刊した。

³³ Hazard, Paul, *La Crise de la conscience européenne 1680-1715*, Fayard: Paris, 1961, p.7 (野沢協訳『ヨーロッパ精神の危機』法政大学出版局、1973年、14 15頁)。

³⁴ 阿部謹也『中世を旅する人びと - ヨ - ロッパ庶民生活点描』平凡社、1978年、187頁。職人の遍歴に関しては、同著、186 199頁に詳しい。

³⁵ Saint-Pierre, *op. cit.*, 1713: 1986. サン＝ピエールは、この前年にあたる1712年に初版をコロニーユで *Mémoire pour rendre la paix perpétuelle en Europe* と題して出版している。草案はこれに大幅な修正を加えて構想をより精緻化したものである。また、1729年には要約版 *Abrégé du projet de la paix perpétuelle* を出版し、1738年には改訂版を出している。本稿で用いたのは13年と17年の原著である。以下、引用は本文中に *Projet* の後に頁数を示すこととする。

1717年には第三巻を『キリスト教君主間における永遠平和実現のための条約案』³⁶と題して出版した。サン＝ピエールは「この草案がヨーロッパに不変の平和を実現するための手段を含めば含むほど、現在ユトレヒトで扱われている問題の結論を容易にするのにますます寄与する」（*Projet*, 17）と述べている。やがて草案は18世紀を通じて議論的となり、ルソーやサン＝シモンそしてカントへとその思想が引き継がれていくこととなる。

サン＝ピエールはまず、「将来の紛争を戦争なしに終結せしめ、国家間に永久平和をもたらす実行可能な手段を見つけることが不可能かどうかを明らかにする」（*Projet*, 9-10）という執筆動機を明かし、ヨーロッパに「社会」が形成されていないことこそが戦争の根本的原因であるとした。ヨーロッパは「非社会（non-Société）」であるために王位継承権の争いや商業の途絶など7つの不都合を被っているという。すなわち、「違反者が十分な軍事力によって条約の執行を強制されえない限り、また...全てのキリスト教国間に永続的な社会が構築されない限り、平和条約や通商条約の執行では十分な安全はありえない」（*Projet*, 35）のである。また、これまで締結・形成されてきた平和条約や「同盟（Ligues）」および「連合（Alliances）」ではその結束や継続が同盟国の意志に左右されるために「永続的な社会」を形成しえない（*Projet*, 24）。こうして、同盟でも連合でもない恒久的「連合（Union）」である「ヨーロッパ連合（l'Union Européenne）」の創設が提唱される。

このようなシステムの構築には、君主や国民の安全、国家財政の増加と支出の大幅削減、人材の登用や飢餓の予防、完全な教育、芸術と科学の進歩など15の利点がある。また、国際通商における平等・互惠・公平な待遇を原則とする国際通商法規の作成およびそれに付随して域内における居住と結婚の自由など、連合形成にともなう多くの「利益」が得られるようになる。サン＝ピエールは多くの利益を列挙することによって国王たちに条約の調印を促そうとしたのであった。というのも「この社会を建設するための条約に調印する多くの利益がなければ、誰も調印しないだろう」（*Projet*, 15）からである。他方、彼はこのような包括的統合構想に対する70もの批判を予想し、その全てに反論を加えている³⁷。そうして、「大計画」で示された条約が「100年前に18か19ものヨーロッパ君主によって非常に有益なものとして賞賛された」（*Projet*, 87）ことを考えれば、この構想が決して単なる夢想ではなく現実可能な計画あることがわかる、と君主たちを鼓舞し、「連合」という形態は「人間政治の傑作」（*Projet*, 93）であると結論づけた。

³⁶ Saint-Pierre, Abbé de, *Projet de Traité pour Rendre la Paix Perpétuelle entre les souverains chrétiens*, 1717. Saint-Pierre, *ibid.*, Fayard, 1986に所収。

³⁷ *Ibid.*, pp. 220-361.

第2節 勢力均衡原理の否定と各国の平等性原理

では、サン＝ピエールが考えた「連合」とはいったいどのようなものだったのだろうか。彼はヨーロッパを一つの社会にするために、「大計画」で排除されたハプスブルク家やモスクワを加え、全ヨーロッパ大陸をその版図とする24の加盟国とモロッコやアルジェリアといった準加盟国からなる「連合」を提唱した³⁸。常設議会や仲裁裁判所、連合軍および連合総司令官が設置され、それら費用は国力に応じて支払われる通常分担金でまかなわれるにもかかわらず、全構成員に平等な一票の権利が賦与された³⁹。つまり、戦時における統帥権の連合への委譲といった一部主権の譲渡や、勢力均衡原理を否定した一国一票の平等性が唱えられているのである。サン＝ピエール以前の構想で主権の委譲にまで踏み込んで構想されたものはない。それは「大計画」で示された勢力均衡を超える新しい政治原理の提唱である。サン＝ピエールによれば、勢力均衡は「確立が困難でより多くの費用がかかる」がゆえに、「建設・維持することがより簡単で永久に維持できるヨーロッパ連合システム」をこそ構築すべきなのである（*Projet*, 37-38, 45）。カーがサン＝ピエールをして「国際連盟のための最も早い構想の一つを提出した」⁴⁰人物と評するゆえんであろう。

彼はまた、「ヨーロッパ連合」という計画が「地球上の全ての国家を視野に収める」ものであり、「次の世紀にはアジアやアフリカの君主たちも連合に受け入れられることを望むであろう」（*Projet*, 18）と論じる。そうして条約案の最後にアジアの平和維持のために「アジア連合」を提唱するのである。松葉は、この「アジア連合」には「宗教に関わりなく地上の全ての国が例外なしに参加できる」と述べ、この提唱をもってサン＝ピエールを「啓蒙主義的コスモポリタニズムの一つの典型」とみなしている⁴¹。しかしながら、その本質は「アジアの君主を恐れることはなく、ヨーロッパの安定とアジアにおける通商のために...ヨーロッパ連合がそこに永続的社会をもたらず」（*Projet*, 376）というものであった。さらには、アジア・アフリカ諸国との境界線に軍隊を派兵し「アジアとアフリカの君主たちに対する警戒」（*Projet*, 377）の必要性が説かれているのである。それは、アジアに「ヨーロッパの平和」をヨーロッパのために移植するという他にない。サン＝ピエールの構想が「世界国家」ではないことは、彼のトルコに対する態度からも明らかであろう⁴²。彼の唱える「平和」もまた「ヨーロッパの平和」に他ならなかったのである。

サン＝ピエールは「連合」という形態を取ることによって、ヨーロッパを一つの「社会」あるいは

³⁸ 全加盟国一覧はSaint-Pierre, *ibid.*, pp. 373-375を見よ。ヒーターによれば、13年版と38年版ではいくつかの国名の表記と、併合などによる加盟国総数の変更が見られる。前者の24ヶ国に対し、後者は19ヶ国に減少している（Heater, *op. cit.*, pp. 71-72）。13年版では準加盟国にトルコが含まれていたが、17年版ではヨーロッパからの排除が（Saint-Pierre, *op. cit.*, p. 689）、38年版ではさらに進んで対トルコ軍事同盟の強化が提唱されている。

³⁹ Saint-Pierre, *ibid.*, pp. 364-372.

⁴⁰ Carr, E.H., *The twenty years' crisis 1919-1939*, MACMILLAN: London, 1966, p.25（井上茂訳『危機の20年：1919-1939』岩波文庫、1996年、62頁）。

⁴¹ 松葉祥一「愛国者（パトリオット）でも、世界市民（コスモポリット）でもなく サン＝ピエール、ルソー、カントにおける国家連合と永遠平和」『現代思想』Vol.23 (7), 1995年7月、223頁。

「社会システム」という有機体にしようとした。そのような社会を形成することによってのみ、国家や君主のみならず人民にその利益と平穏な生活とを与えることができるからである。サン＝ピエールの草案は当時「夢想」として批判・冷笑されたが、彼は単なる夢物語ではなく実利をともなう政治的選択としてヨーロッパ連合構想を提示したのである。

草案にはベンサムを思わせる功利主義や、国際的な「社会契約」という萌芽的概念が提示されており、サン＝ピエールがルソーやサン＝シモン以前の思想家であることを考えるならば、その思想的な重要性は指摘してあまりあるだろう。事実、彼はルソーの思想形成に少なからぬ影響を与えているものと考えられる。ヴォーンによれば、ルソーは大著であった「永遠平和の草案」を抜粋するため、1754年後半には同案を手にし、56年にはすでに『サン・ピエール師の永遠平和論抜粋』⁴³（以下『抜粋』）および『永遠平和について』⁴⁴（以下『平和』）の原稿を執筆したようである⁴⁵。その出版は『抜粋』が61年、『平和』については82年まで待たねばならないが、62年の『社会契約論』より以前にルソーはサン＝ピエールの思想に深く触れる機会を得ていたのである。

第3章 ジャン・ジャック・ルソー

第1節 「現実の社会」を構成するヨーロッパ

サン＝ピエールが君主の理性に訴えて国家連合の実現を鼓舞したのに対して、ルソーは「同じように答える勇気はない」（*Extrait*, 380 : 334）として君主制に厳しい眼差しを向け、諸国家間の複雑な利害関係を考察した。なぜならば、「公共の福祉」や「臣民の幸福」といった言葉さえも、主権者たちの支配を拡大し、より絶対的なものにするという目的の「口実」としてのみ使われるからである（*Jugement*, 380 : 355）。したがって、サン＝ピエールのようにその手段を「まるで子供のように判断」（*Jugement*, 392 : 358）するのではなく、アンリ4世がシュリーとともに用いたように、構想実現のためにはあくまでも周到で緻密な手段が必要とされるのである。では、ルソーはその構想が実現される場としてのヨーロッパをどのように認識していたのだろうか。

⁴² 註38を見よ。

⁴³ Rousseau, Jean-Jacques, *Extrait du projet de paix perpétuelle de Monsieur L'Abbé de St.-Pierre*, in Vaughan C.E. ed., *The political writings of Jean-Jacques Rousseau: Introduction and Notes by C.E. Vaughan*, Vol. 1, Blackwell: Oxford, 1962, pp. 364-387（宮治弘之訳「サン＝ピエール師の永久平和論抜粋」『ルソー全集』第4巻、白水社、1978年、311 - 350頁）。以下、『抜粋』、*Extrait*とする。なお、本文中でのルソーの引用は全て（タイトル、原著頁：翻訳頁）と示す。

⁴⁴ Rousseau, *op. cit.*, 1782. 以下、『平和』、*Jugement*とする。なお、このルソーの小論は「永久平和論批判」と訳されることが多いが、ここではタイトルを「永遠平和について」とした。なぜなら、「批判」とすると永遠平和構想自体に対する批判を連想させるが、実際は永遠平和の実現可能性やサン＝ピエールの構想それ自体を批判すると言うよりもむしろ、構想を嘲弄する君主や官僚たちを批判し、構想を実現させるための手段に関するルソーの見解が述べられたものだからである。川田も「本旨に固有する欠陥を見いだすことより、むしろその計画を実現するにあたって起こるべき困難を指摘する」（川田侃、前掲書、280頁）と述べている。

ルソーによれば、ヨーロッパには、血縁関係、通商、芸術、植民地など全大陸の規模で諸利益が混合し、多くの河川とそのコースの多様性が全てのコミュニケーションを容易にし、住民相互が旅に出かけ、印刷技術の発明と文芸の一般的嗜好が学術と知識の共同体を生み出すなど、共通の土台をつくるもろもろの状況が存在する。「これら全ての要因がヨーロッパを、アジアやアフリカのような…単なる観念的集合体だけでなく、ヨーロッパ特有の宗教や風習、慣習そして法律さえももつひとつの現実の社会 (*société réelle*) にしている」(Extrait, 368 : 318)。このような社会は常に存在したとは限らないが、そうした諸要因ははまだそれを維持しており、それゆえに「人が何といおうと、今日もはやフランス人、ドイツ人、スペイン人はいない。イギリス人でさえいない。存在するのはただヨーロッパ人 (*des Européens*) だけ」⁴⁶なのである。すなわち、ルソーは「ヨーロッパ」を一種の社会と見なしていた。

しばしルソーにおいては、そのパトリオティズムの強烈さゆえに彼のコスモポリタンの性質が軽視される傾向にある⁴⁷。しかしルソーは、「書物の中で遠大な義務を説きながら、身のまわりにいる人に対する義務を怠るような世界主義者を警戒するがいい。」⁴⁸と、パトリオティズムに根ざさないコスモポリットを軽蔑したのである。ここから抽出されるのは、「ヨーロッパ」という共通の枠組みのなかで、パトリオティズムに基礎づけられた多様な各人のみが真の「ヨーロッパ人」として存在するというイメージであろう。つまり、ルソーは「ヨーロッパ」がもつ一体性とひとつの共通の枠組みとしての「ヨーロッパ」における多様性を認識していたと考えられよう。このようなルソーのヨーロッパ観は、彼の国内政治と国際政治の連動性に対する確信からも説明できよう⁴⁹。

第2節 国際的社会契約 自然状態を解決する手段としての国家連合

では、ヨーロッパが一種の社会を形成しながらも常に戦争を回避しえないのはなぜか。ルソーはその答えを国家間関係が自然状態のままにあることに求めた。すなわち、真の社会は契約によってのみ形成されるものであるが、ヨーロッパには未だそれを形成するための契約がなされていない。したがって、ヨーロッパ列強の関係は戦争状態 = 自然状態にあり、講和条約さえも「一時的な休戦状態」

⁴⁵ Vaughan, *op. cit.* Vol.1, p.360, 364.

⁴⁶ Rousseau, *Considérations sur le Gouvernement de Pologne*, Vaughan, *op. cit.* Vol.2, p.432.

⁴⁷ ルソーのパトリオティズムについては以下を参照した。樋口謹一「ルソーのパトリオチズム」桑原武夫編『ルソー論集』岩波書店、1970年、149 - 194頁。樋口謹一「<ルソーの平和思想>再論 パトリオティズムとの関連において」樋口謹一『ルソーの政治思想』世界思想社、1978年、135 - 155頁。

⁴⁸ Rousseau, *Émile : ou, De l'éducation ; Tome premier*, Jean Néaulme, Libraire : Amsterdam, 1762, p.10 (ルソー『エミール(上)』岩波文庫、2001年、27頁)。

⁴⁹ 樋口はルソーの国内政治と国際政治の関連性への確信および国家連合について次のように述べている。「国際政治が重要であり、ことに内政と外交の間に密接な関係があることは、ルソーの確信の一つである…国家の内政の改革は、国際関係の調整を要求する。そして、国際政治の最大の問題は、国際平和の実現である。国際平和の問題が、ルソーの避けえない問題であったのは、このためである。そして、この問題の解決策として彼が提出したのが、国家連合の思想であった。」(田畑茂二郎、樋口謹一「ルソーの平和思想」桑原武夫編『ルソ

(Extrait, 369 : 319) でしかない。なぜなら、ヨーロッパの社会は未だ「偶然によって形成されるかまたは維持されている結合」であるがゆえに「状況が変われば不和と紛争に必ずや墮してしまう」(Extrait, 368-369 : 319) 類のものだからである。したがって、その惨禍を免れるためには国家間により緊密な契約を締結する以外にない、とルソーは考えたのである。

『抜粋』のなかでルソーは次のように述べている。「われわれのだれもが自己の同胞の市民たちとは社会状態にありながら、残りの世界全体とは自然状態を保っているので...全体にわたる戦争に火をつけている。...こうした危険な矛盾を取り除く方法があるとすれば...連合政府の形態を取るほかにはありえない」(Extrait, 365 : 314)。ルソーによれば、戦争は人間関係ではなく国家間関係であるがゆえに⁵⁰、「戦争に抵抗するためには人民からなるひとつの社会をこそつくる必要がある」⁵¹のだった。

こうしてルソーは、サン＝ピエールの構想を詳細に検討することによって、戦争という自然状態を克服せしめるには「国家連合」という名の国際的社会契約が結ばれる以外に道はないとの結論にたどりついた。ヴァンダンベルジェは、その著『ルソーの対外政治システムに関する小論 小国家連合共和国』において、「『社会契約論』...は実際、政治原則の半分しか含んでいない。...当然かつ必然的に、社会契約は小国からなる結合によって完全なものとなる。すなわち、社会契約に国際契約がつけ加わるのである」⁵²と述べている。

しかもルソーは『抜粋』および『平和』において、君主を「不正で、貪欲で、なににもまして自己の利益を選ぶといった、あるがままの人間の姿と仮定」(Extrait, 387 : 344) して論じた⁵³。すなわち、彼はサン＝ピエールの提唱する「ヨーロッパ連合」という国家連合構想が現実主義的観点から見ても実現可能な計画であることを示したのである。

第3節 ルソーにおける国家連合に関する研究

しかしながら、ルソーにおける国家連合は構想ではなく「夢想と呼ぶべき」⁵⁴のものであるとの指摘もある。小林は、国家連合に関する具体的な調査・研究が残されていないことから、「ルソーには『小国家連合』の構想をできれば具体化したいという願望があったことは確かであるけれど、それは今後果たされるべき『課題』であり、しかもその現実については危惧の念を抱いていた」として、未完の『政治制度論』をもって対外関係論とすることはできない、と論じている⁵⁵。

—研究第二版』岩波書店、1968年、164頁。)

⁵⁰ Rousseau, *L'état de Guerre*. Vaughan, *op. cit.* Vol.1, pp. 293-307.

⁵¹ Windenberger, J.-L., *Essai sur le système de politique étrangère de J.-J. Rousseau : La République confédérative des petits états*, 1899, republished by Slatkine: Genève-Paris, 1982, pp.243-244.

⁵² *Ibid.*, pp.237-238. ルソーは彼に原稿を渡すも、彼はそれを革命当時破棄している。

⁵³ 『抜粋』と『平和』は同時期に執筆されている。したがって、両著を国家連合に対するルソーの一連の見解と見なしてよいのではないと思われる。

⁵⁴ 小林浩『ルソーの政治思想 『社会契約論』から『ポーランド統治考』を読む』新曜社、1996年、177頁。

⁵⁵ 同上書、153頁。

確かに、ルソーが国家連合を主題に論じたものは『抜粋』および『平和』しか現存しない⁵⁶。けれども、ルソーは『告白』のなかで『社会契約論』のもととなった『政治制度論』を「自分の生涯の仕事にしたい」と思い、しかも自分の名声を決定するはずだ」と語っており、同時期に着手された『抜粋』を「『制度論』とほぼ同じ類のもの」と述べている⁵⁷。また、ダントレーグ伯によれば、ルソーは「『社会契約論』のいくつかの章を明らかにすることを目的とする著作において、国家連合を形成することによって、小国が列強とならんで存在しうる方法を確立する意志を持って」おり、伯は実際にその原稿をルソーから手渡されたが、革命の混乱時に破棄してしまった、と証言している⁵⁸。『政治制度論』がルソーによって『社会契約論』の出版以前に破棄されたのに対し⁵⁹、この著作はダントレーグ伯によって1790年に破棄されたとされている⁶⁰。

これらのことから推察するに以下の3つの仮定が提示されうると思われる。未完の『政治制度論』は「永遠平和」を目的とした国家連合構想であったこと、『政治制度論』とは別に国家連合に関する著作を執筆、もしくは、それを下敷きとした新たな著作に着手していたこと、それは「小国家連合」に関するものであったこと、以上の3点である。管見の限り、これらの点について指摘している研究は見られなかったが、ルソーの国家連合について考察する際、きわめて重要であると思われる。

現時点では、これらの著作は残存していないと考えられているが、ルソーはそのような著作の存在を裏づけるかのように、国家連合に関する研究計画に言及している。『ポーランド統治考』では、大国と小国の諸利点を結び合わす唯一の体系であるという意味において、「国家連合という形式は…政治の傑作であるように思われる」（Pologne, Vol. 2, 470）と述べている。また『社会契約論』では、「大国の対外的な力を小国の平穏な治安とよい秩序にどのように結びつけることができるかを…本書の続編において取り扱おうと企てていた。そこでは、対外関係を論じながら、連合（confédération）に論究することになるであろう」⁶¹と述べている。『エミール』においても「どんなふうにしてしっかりした連合的な社会結合体を確立することができるか、なにがそれを永続的なものにするか、

⁵⁶ ルソーは『告白』のなかで『抜粋』の仕事に関して次のように述べている。「ときには自分で考えることも許されていたし…私の衣を着せるよりも、サン＝ピエール師の衣を着せた方が、多くの重要な真理をずっとうまく通した」（ルソー、小林善彦訳『告白〔中〕』白水社、220頁）と述べている。この証言からも『抜粋』はサン＝ピエールの著作の要約とそれをもとにしたルソー自身の国家連合に関する考察と位置づけられるのではないだろうか。ヴォーンも「多分にルソー自身の思想が注入されたものとなった」（Vaughan, *op. cit.* Vol.1, p.360）と述べているが、その根拠として、ルソーが連合構成国数を変更したことを挙げている。サン＝ピエールは要約改訂版で加盟国数を変更しており、その一覧とルソーの一覧は同一のものであることから、この指摘はヴォーンが要約改訂版を目にしていなかったために起こった誤謬であると考えられる。

⁵⁷ ルソー、同上書、216 217頁、219頁。

⁵⁸ Windenberger, *op. cit.*, p. 238.

⁵⁹ 「社会契約論」の緒言においてルソーは、「この小論は…ずっと前に破棄してしまったもっと大部の著作からの抜き書きである」と述べている（ルソー、作田啓一訳『社会契約論』『ルソー選集7』白水社、1986年、3頁）。詳しいいきさつについては、作田「解説」同上書、251 252頁を参照されたい。

⁶⁰ Vaughan, *op. cit.* Vol.1, p.438.

⁶¹ Rousseau, *Du Contrat Social*, Vol.2, p. 98および註2（作田訳、前掲書、112頁）。

また、主権を損なわないでどの程度まで、連合の権利を拡張することができるかを研究してみよう」⁶²と、その研究計画構想の一端を明らかにしている。

以上のことから鑑みれば、ルソーは、国際の平和のためには国家間関係を社会状態にするために国際的レベルでの「社会契約」を結ぶ必要があり、それは必然的に国家連合という形態を取るようになるだろうと考えていた、と結論づけるのが自然であろう。ルソーはヨーロッパに真の平和をもたらすには、「国家連合」という政治形態を取る以外にないと考えていたのである。しかしながら、大国の君主の理性に信をおけなかったルソーは、直接民主主義が実現可能な規模である小国による国家連合をこそ、最もすぐれた連合形態と見なしたこともつけ加えておかなければなるまい。この意味において、彼は全ヨーロッパ規模での連合の形成は困難なものとしてその実現を悲観的に見たのだった。

第4章 サン＝シモン「ヨーロッパ社会の再組織について」

第1節 戦争を合法化した勢力均衡

サン＝ピエールが全てのキリスト教君主によるヨーロッパ連合構築を訴えたのに対し、サン＝シモンは「ヨーロッパ社会の再組織化について」⁶³のなかで「ヨーロッパ愛国心」(199:227)に裏づけられたヨーロッパ人民による議会政治を主張した。また、ルソーが小国による国家連合を説いたのとは対称的に、サン＝シモンはフランスとイギリスという大国をも含めた「ヨーロッパの再組織化」を提唱した。それはまさに、仏革命以後のヨーロッパが共通の課題としてかかえていた社会の再組織化の問題に真正面から取り組むものであった。また、「各国の国民的独立を保持させながらヨーロッパ人民をただ一つの政治体にまとめることについて」という副題が示すように、彼は国家を消滅させることなく、単一の制度に基礎づけられたヨーロッパ統合の必要性とその手段を説いたのであった。

サン＝シモンは、ナポレオン戦争によって荒廃したヨーロッパがウィーン会議を開催した年にこれを執筆した。彼は近代史上最初の国際組織化の試みとされる「ヨーロッパ協調」および、勢力均衡政策による新秩序樹立を謳った「ただ単一の全体を形成しているヨーロッパの名において」宣言を、同時代人として冷ややかな眼差しをもって眺めた。なぜなら、誰一人として事態を一般的見地から考察することなく、国益という名の「特殊利益が一般利益の方策として提示される」がゆえに「いずれの提案も拒否されるであろう」からである(171-172:208-209)。その結果、「個別的な連合、利害の対立した同盟は、人々が何とか回避しようと空しく試みたあの悲惨な戦争状態へと再びヨーロッパをおとし入れる」ことになるだろうと、彼は見なしたのである(172:209)。

サン＝シモンによれば、そのような事態の根本的原因は勢力均衡であった。ウェストファリアによ

⁶² 桶口謹一訳「エミール第五篇」『ルソー全集』第七巻、白水社、1982年、334頁。

⁶³ Saint-Simon, *op. cit.*, (森博編・訳「ヨーロッパ社会の再組織について」『サン・シモン著作集』第二巻、厚生社厚生閣、1987年、197 - 260頁)。以下、引用は(原著頁:翻訳頁)とする。

って確立された勢力均衡はヨーロッパを二つの連合体に分割し、「戦争を生み出し合法的に永続化させるものであった」(163:202)。ゆえに、「勢力均衡はおよそとりうる方策のうちで最も誤った方策」であり「平和をめざして戦争しか生み出さなかった」という本末転倒な制度であった(175:211)。

第2節 英仏連合によるヨーロッパの再組織

その転倒を是正する構想の先導者としてサン＝シモンはサン＝ピエールをあげる。同時に、サン＝ピエールの計画は「ヨーロッパをひとつの政治制度によって統合するという事に帰着する」(175:211)けれども、それは共通の目的がないゆえに「絶対に実現できない」ものであり、もしも実現可能であると仮定すれば、それは「人民に対する君主の権力をいっそう倍化させ...専制的権力の保持を君主間で保障しあうこと以外の何ものでもないに違いない」(177-179:213-214)と、その限界を指摘する。

サン＝シモンによれば、このような状況を打破しヨーロッパに永遠平和を確立するためには「長続きしない信念や一時的な意見から独立した、事物の本性から引き出された諸原理に支えられた、それ自体において強固な一政治体(constitution)」こそが必要である(165:204)。すなわち、それは、単一の構想に基づく同質的制度、各国政府から完全に独立した全体政府の樹立、一般的利益に意を用いる地位におかれた政府構成員、世論の力という四つの諸原則に導かれた「国民的独立を保持させながら一つに合体させるために設立される政治組織」である(179-180:214-215)。この政治体は「一般的利益の権力」「特殊的利益の権力」および「調整的権力」(185,186:218,219)という三つの権力によって一般的利益と特殊的利益とを調和することを可能とする「最良の組織」である。これは現にイギリスが体现している立憲的議会制であり、イギリスはそのような政体をもったがゆえにヨーロッパで最強の国家として繁栄した。サン＝シモンはこのように論じてヨーロッパを再組織化することが現実可能であることを示したのであった。もうひとつ、そのような政体をすでに確立していた国があった。フランスであった。

サン＝シモンは、彼が「最良」とする議会政治を実現しているフランスとイギリスの議会に対し、両国が政治的絆によって結合することこそが両国にとって利益となり、「フランスとイギリスの連合はヨーロッパを再組織できる」(209:234)と主張している。特にその歴史の長いイギリスはそうして未だ議会制を採用していない諸国を支援すべきことが語られるのである。なぜならば、「ヨーロッパ議会の設立は、ヨーロッパの全国民が議会体制のもとに生活するようになれば、ただちに難なくおこなわれるであろう」からである(207:232)。これは楽観的にすぎる認識であると批判できるが、一分の真理を含んでもいる。すなわち、各国が全く異なる政治体制をもっていたならば、ヨーロッパの統合は不可能であったに違いない、という意味においてである。

しかしながら、ナポレオン率いるフランスがヨーロッパの軍事的制圧を試み、それに対してイギリス、オーストリア、ロシア、プロシアが対仏同盟を結んで抵抗していた当時の状況を鑑みれば、英仏

両国の協力という提案が「まったく思弁的なもの」⁶⁴と批判されたことも不思議ではない。それにもかかわらず、サン＝シモンはまさに、サン＝ピエールによって提示された構想をより近代的なものへと発展させ、ルソーによって具体的には結びつけられなかったパトリオティズムとヨーロッパを結合させたという意味において、彼は「組織」と「制度」という観点からサン＝ピエールとルソーが示したヨーロッパ統合を一段飛翔させる役割を果たしたと言えよう。サン＝シモンの思想は20世紀後半になってようやく「思弁的」ではなく現実のものとなるのである。

おわりに

デュボワにはじまり、「アンリ四世の大計画」によって基盤が整備され、サン＝ピエールによってより詳細な構想へと発展したヨーロッパ統合思想は、ルソーの現実主義的眼差しとサン＝シモンの先見性とがあわさって、ついにはヨーロッパにおける議会制民主主義形態をとった国家連合という思想にまで発展を遂げた。全ての統合構想主唱者は、さまざまな時代状況や政治的背景が存すれども、繰り返される戦争を回避させ、ヨーロッパに安定と平和と繁栄をもたらすことを共通の目的とするものだった。

全ての論者がその必要性を説いた仲裁裁判所は、その後1899年および1907年の2回にわたるハーグ講和会議において常設の仲裁裁判所の設置が採択され、現実のものとなった。1979年6月には直接選挙によってヨーロッパ議会選挙が実現した。それはまた、サン＝ピエールが提唱した「ヨーロッパ連合」への大きな前進でもあった。ヨーロッパはEUという一つの政治体になった。数世紀にわたり夢物語と冷笑されてきた構想が実現したのである。

しかるに、ルソーはヨーロッパ連合計画が「人間性に対する暴力的で恐ろしいさまざまな手段による以外に実現されえない」(Paix, 396 : 364)ものだとして、実現に際して起こりうる災禍の可能性を示唆した。まさに、ルソーが不気味にもその先行きを案じたごとくに、言語に絶する悲惨を二度にもわたって経験した後にはじめて、ヨーロッパは統合の道を歩み始めたのであった。この意味において、ヨーロッパ統合の動きは、繰り返される戦争という自然状態にあったヨーロッパ諸国を、ルソーの言うところの「契約」によって一つの社会を形成しようとした試みであり、EUはその具現であると言えるのではないだろうか。

ルソーはまた「この同盟はおそらく、以後数世紀にわたって防止するに違いない害悪以上の害悪を、一挙にもたらすはずだ」(Paix, 396 : 364)とその先行きを危惧する。クルーセやベラーズを除き、ほぼ全ての論者の言うところの「平和」が「ヨーロッパの平和」を意味するものであり、「大計画」やサン＝ピエールにおいては、アジア・アフリカ諸国の犠牲の上に成り立つ「ヨーロッパの平和」であっ

⁶⁴ 『ル・サンズール』第四巻、1815年、63-87頁に掲載された評(森博「サン・シモンの生涯と著作(二)」『サン・シモン著作集』第二巻、厚星社厚生閣、1987年、411頁)。

た。サン＝シモンにおいては「あらゆる人種のうちで最も優秀なヨーロッパ人種をもって地球を満たすこと、「これこそヨーロッパ議会在...気をそらさず不断にせつせとおこなうべき事業である」(204：230)と主張されるに至るのである。

東方拡大が進行する今日、ヨーロッパが異質なものに対して自らを閉ざす存在になるのか、また、激動する国際情勢を前にEUが真に国際の平和を推進する勢力となるのか、を私たちは今後も注意深く見守っていかなければならない。